

平成22年第6回東大和市議会総務委員会記録

平成22年9月17日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	関田 正民 君
委員	西川 洋一 君	委員	粕谷 久美子 君
委員	森田 憲二 君	委員	小林 知久 君
委員	佐村 明美 君	委員	二宮 由子 君

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	粕谷 洋右 君	6番	中村 庄一郎 君
19番	御殿谷 一彦 君	21番	大后 治雄 君

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	桜井 輝幸 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	新井 利恵 君

出席説明員（6名）

副市長	氏井 博 君	企画財政部長	浅見 敏一 君
総務部長	北田 和雄 君	秘書広報課長	鈴木 尚 君
防災安全課長	西永 宣昭 君	選挙管理委員会事務局長	塚原 健彦 君

会議に付した案件

- (1) 22第 9号陳情 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情
- (2) 22第10号陳情 憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情
- (3) 22第12号陳情 市長の公務に関する陳情
- (4) 所管事務調査

市の防災安全対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時45分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成22年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 22第9号陳情 永住外国人への地方参政権の付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情、22第10号陳情 憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

22第9号陳情 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情

22第10号陳情 憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（二宮由子君） まず、この22第9号陳情の陳情要旨の中の「憲法に違反すると最高裁判例が下されてお

り」という文面なんです、私の理解では最高裁の判例というのは定住者などの地方参政権を法律で付与することは憲法上禁止されておらず、その立法化は国の政策に係る事柄とする判断を示している、そもそも前提が違うものに対する審議を、この委員会ですのかどうかというのを皆さんに伺いたいと思います——皆さんに伺う前に一応市として、どのような御判断をされているのかを伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 憲法違反の文言の関係につきましては、ただいま二宮委員さんがおっしゃられたとおりでございます、平成7年2月28日の最高裁判例の本文ではなく傍論、その中に委員さんが指摘されました、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解する。この辺につきましては、講ずるか否かにつきましては、専ら国の立法政策にかかわる事柄であると述べられているところでございます。したがって、これは最高裁でも述べられておりますとおり、専ら国の立法政策というものとして考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時52分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第9号陳情 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第10号陳情 憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、22第12号陳情 市長の公務に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（桜井輝幸君） 朗読いたします。

22第12号陳情 市長の公務に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（西川洋一君） 一つは、市長の登庁の状況はホームページなどで示されているんじゃないかと思うんですけども、日々どんどん変わるんじゃないかと思うんですけども、その辺の更新の状況ですかね、またそれに対する市民のもっと詳しくとか、何か意見があるのかどうか、お聞かせください。

それからもう一つは、これは市長は必ずしも毎日登庁しなければならないとか、またそういうことではないと思うんですよね。それぞれのその政治判断に基づいて行動を起こしているんじゃないかというふうに思うんです。市長が特別何かひどいことをする、今日本全体の中では市長が住民をかたって議会をどうのこうのというような動きをするような、ちょっと民主主義に反するような行動をしているところがあるかなという報道もあるようですけど、そういう場合には議会としても当然何らか意見を述べなきゃいけないというふうには思うんですけど、そういうものに当たらない普通の状況のときに、議会と市長との関係ですね、議会が市長に対して政策的にじゃなくて、その行動について何かいろいろ意見を言うと、そういうことはどういう場合にそういうことが行われるんでしょうか、何か規定か何かあるんでしょうか。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 先ほど、ホームページ上に公表しております公務日誌につきましてのお話ありがとうございました。そちらにつきましては、登庁している内容、あるいは出先のイベント、あるいは親睦会、そちらのほうに参加している状況も一緒にアップしているという状況で今公務日誌に公表しております。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 市長の公務の関係での意見等についてということでございますけれども、本年度から市長の公務の関係については、ホームページで公にしております、その後の御意見という形では特段寄せられていることはございません。ただ、内容についてわかるようになったというお話はちょうどしたことではありますが、大きく意見が寄せられている状況にはございません。

それから、2点目の質問のところですが、議会が市長に対しての意見という規定というお話でちょうどしたわけですが、ちょっとその規定という理解は私どももしておりませんので、特段規定というものがないというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 市長が行動されるというのは、議会がどうこうというようなことは確かにはないと思うんですが、ホームページ、先ほど登庁の状況というところで公表されているということで、4月以降市民の方にもかなり見ていただいている方はあるかと思うんですけれども、その中でやはり時間帯とか、参加されているのは確かにきちんと公表されているかもしれないんですが、登庁していないかどうかわからない曜日、例えば8月の時点では水曜日午前中で午後は書いていないとか、あと19日木曜日、日付もなかったりとか、そういうところはどのようにしているかというところで、やはりそういうところもきちんと登庁されているのかどうかということも、細かい点でもっと市長の行動というのでも知らせていくべきじゃないかなというふうに思うので、その点はどのようにこれから改善されるというか、思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） ホームページで本年度から市長の公務の関係、主な公務ということで掲載させていただいております。そのほか当然市長の1日の公務の中には、庁内での打ち合わせであるとか、その他多々ございます。今ホームページの中で掲載しておるのは、重立った行事、あるいはそういった内容のものを掲載しております。今後については、市民の方々からの御意見等々が多く取り寄せられるとか、そういうことがあれば、またその改善なりという検討もさせていただこうとは思っておりますが、現状では他市の公務関係の予定表の掲載も自治体としては少ない状況にありますので、今後の課題かと思えます。

それから、スケジュールすべてをそこに載せるわけではありませんので、特段行事的なものがない、あるいはその大きなお知らせすることがない日は、その日の登庁というものは現在では考えてございません。そのように当面は今の内容で掲載していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 私としては、陳情者の御趣旨は非常によくわかる、問題意識としては受けとめるんですけれども、特別職という市長の位置づけからしますと、公務というのがその人の判断で決まるわけで、そこを議会としては制度として、ある意味極端にいつ来てもいいという制度になっていますので、そこに対して、この議場の場でどうこう言えないところがあるという、議会としての限界もあるというところは御理解いただきたいと思うんです。

今の粕谷委員の関連ですが、どこまで出すかというのは市長自身の判断だと思いますし、どれぐらい詳細に出すかも全部市長の判断だと思います——中で一応危機管理というところで、登庁したら一応市役所の秘書なりは登庁をとらえることは、いるかないかという認識を必ず秘書はとらえているんでしょうか、そこだけは一応危機管理というところでお伺いします。

○秘書広報課長（鈴木 尚君） 市長は登庁されますと、まず秘書係のところを通過しまして市長室に入られます。直接担当課のほうでお話しされることもございますが、必ず御連絡いただいておりますので、登庁につい

ては把握しております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） この陳情の趣旨の中に「市長の登庁の現状を明らかにし」ということなので、まあ公務日誌は公務ですから、そのようにいろいろ登庁云々のことは記載されなくてもいいと思うんですが、例えば登庁の現状というのは、今の段階で明らかにできるものなののでしょうか。というのは、この公務日誌はあくまでも公務の日誌ですから、登庁以外の先ほど課長もおっしゃっていましたようにイベント参加ですとか、市役所以外のものでも書いてありますよね。市役所の中にいらっしゃるという、この登庁の現状というものが明らかになる資料というのは今現在の段階でお持ちでしょうか。それとも持っていらっしゃらなければ、例えば今後そのような明らかにできるような形で、何らかの検討をされるというようなお考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今二宮委員から登庁の現状を明らかにできるかというお話でございますけれども、先ほど秘書広報課長からは市長の登庁についての確認はすべてして、その日のスケジュールの管理もしております。ですから、職員であって例えば一般職であればタイムカード、あるいは出勤簿というものがありませんけれども、特別職にそこは求められておりません。したがって、公務については庁内で行う公務もあれば、庁舎外で行う公務もありますので、それについては明らかにする書類というものはございません。ですから、今後ともそのスケジュール管理はもちろん秘書係でいたしますけれども、明らかにするような書面としてまとめているものはございません。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 今の出勤簿等はないというようなお話でしたが、出退表というのがあると思うんですが、それはいつも常時きちんと示されているかどうか、その点については。

○企画財政部長（浅見敏一君） 出勤簿というものは私ども管理職はございます。係長級までの職員についてはタイムカードで管理しております。出退表ですか、それはございません。例えば庁内の掲示でございますね、あれは色分けしてやっておりますけど、あれはあくまでも庁内での確認ということですので、出退表というものはございません。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） どこかの知事が、週に2回程度しか出勤しなくて批判をされたというのを私過去に聞いたような気がするんですけど、総じて東大和市の市長は全体として、この間見れば大体どのくらいの登庁になっているのでしょうか。週に2回ということはないと思うんですけども、その辺の数字は出されているのでしょうか。

それから、この陳情の中に市長が果たすべき職務を果たしていない状況にあるのではないかという疑問が出ています。これは陳情者がそういうふうに疑問を出したんでしょうけども、例えば緊急の災害のときの連絡方法とか、要するに庁内にいなくても、そういうことにはきちんと対応できる仕組みがこうなっていると、そうになっているはずですよ、当然のことながら。そういう状況、要するに登庁してなければ仕事してないんじゃないんだということでも、またあると思うんですけどね、その辺の実態についてもお聞かせください。

それから先ほど答弁の中で、市長は一般職と違って、定時出勤、定時退庁とか、そういうことは特に決められてないというふうに言われましたけども、そういう根拠のものがあるのかどうか、あればそれも示していただきたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 先に3点目の、市長が定時登庁、定時退庁を決められてないという法的根拠でありますが、地方公務員の場合は基本的には地方公務員法で決められております。地方公務員法の中では、一般職と特別職という区分けがされております。特別職といいますのは幾つかあるんですが、代表的なものとして住民の公選によるものということで、市長ですとか、議会の議員さんなどもこれに当たっております。この地方公務員法が地方公務員の勤務時間とか、勤務条件、いろんなことをこれに指針が出ていて、これを受けて条例で定めるんですけども、この地方公務員法の適用というのは一般職だけでございます。特別職は、この適用は受けません。よって、特別職である市長は特に法的にこの勤務条件に対して受けるものはないという状況でございます。

以上です。

○副市長（氏井 博君） 最初の市長の登庁でございますが、毎日登庁されているというふうに申し上げてよろしいと思います。それと、土、日もほとんど公務に携わっているというふうに私は理解しております。

それから連絡体制でございますが、今携帯電話がございますので、いつ何どきでも連絡がとれるようになっておりますし、例えば災害時、大雨のとき、あるいは火災のようなときにも、必ず連絡をとって市役所全体で対応できるようになっております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 先ほど出退表みたいなのはないというお話でしたけども、掲示板ですか、登庁されたらば色が変わる、議会にもありますけれども、そういったものはあるのでしょうか。例えば秘書広報課のところにあるのかとか、それによって市長が登庁されている現状というのは明らかになるじゃないですか。そういった登庁されているようでしたらば色が変わるみたいなのがあるとか、そういうものがまずあるのかを伺いたいとの、この陳情の趣旨の中にも現状を明らかにしてほしいという市民の、それは危機管理上からもそうだと思うんですが、市長が市役所にいらっしゃるのかどうか、いらっしゃれば例えば何かお話をしたい、秘書広報課のほうに出向いて、そのときに市長にどうしてもこのお話をしたいというような市民の方がいらっしゃるようでしたらば、市長がいらっしゃるというのがわかるようでしたら、それで伺うことができると思うんですね。もちろん公務でお忙しいですから、すぐにお会いできるかどうかはわからないんですが、一応現状としてそういうものが実際にあるのかどうかということと、ないようでしたらば、今後市長が登庁された場合に例えばぼちっと押して、議会にあるような形で市民の方にもわかるような形のもを設置されるお考えが、御検討されるかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 出退表ということではなく表示板として、この庁舎が建設されたときから理事者、それから部長職についてはございます。ただ非常に経年しておりますので、表示的には時々不都合なときがありますけれども、基本的には我々常勤の者は登庁した段階で押します。で帰庁する際にやりますが、あるいは出張する際とか行いますが、理事者の場合、庁舎内と庁舎外の動きが我々と違って非常に頻繁ですので、基本的には二宮委員おっしゃるとおり、出退表示によって表示するようになっております。ただ、本当に短い間の動きのときに、それが常にリンクしているかというふうになると、そうでないときももちろんありますけれども、基本的には同じように表示板として機能いたしております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は起立により行います。

22第12号陳情 市長の公務に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時23分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査、市の防災安全対策のうち総務部の所管に対すること、本件を議題に供します。

前回報告以降の災害状況等について報告をお願いいたします。

○防災安全課長（西永宣昭君） それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

平成22年6月から平成22年8月までの災害対応等について御説明申し上げます。

1番の火災の対応でございますが、この期間におきまして消防団が出動した住宅等建物火災の発生につきましては3件ございました。

1番として、7月10日午前6時45分ごろでございますが、新堀1丁目1431-1で発生いたしました火災出動でございますが、これは受水槽のエンジンモーターの煙で通報したものであるということで、誤報ということでございました。消防出動状況は42名でございます。

2番の8月18日午後6時3分ごろ、狭山5丁目の火災、ぼやでございますが、これは大雨のときの消防団出動をかけたその後すぐに起こったものでございまして、雷が原因と思われる内容でございます。ほかに奈良橋4丁目でも、やはり雷が原因と思われる火災、ぼやがございましたが、こちらのほうにつきましては、消防署のみの出動ということで記載は省略させていただいております。このときの消防団出動状況は15名でございます。

3番の8月24日午後7時36分ごろに発生いたしました奈良橋5丁目818-6の扱いはぼやでございますが、物置が1棟全焼してございます。消防団出動は34名でございます。

2番の大雨等の対応につきまして御説明申し上げます。

3ページまでかけてございますが、全部で6件ございました。

初めに、1ページの④6月29日の大雨による水防配備態勢でございますが、総雨量は75ミリ、降雨時間が午後7時から午後11時までということで、時間最大は午後8時10分から午後9時10分までの1時間で57ミリの降

雨量がございました。水防配備態勢は午後8時30分に情報連絡態勢、建設部と総務部で態勢をとっておりますが、大雨警報が発令されたのが、その後10時10分でございます。この段階で既に水防本部を設置いたしまして、市内の排水路、道路などのパトロールに入っております。対応状況といたしましては、土のう搬送、市民からの要請がございまして6カ所で96袋、消毒作業といたしまして、翌日18件の消毒を行っております。この日の被害状況は、浸水被害といたしまして2カ所、床下2件、床上1件でございます。道路冠水は4カ所でございます。

次の2ページでございます。

7月5日の大雨に伴う水防配備態勢でございますが、総雨量が38ミリでございます。降雨時間が午後5時40分から午後7時20分までの間でございますが、時間最大32ミリは午後5時40分から午後6時40分までの1時間の内容でございます。水防配備態勢といたしましては、16時35分に多摩北部に大雨洪水雷注意報が発令した段階で早目に午後5時に水防本部を設置いたしまして、34名の職員をもって市内のパトロール、あるいは排水の清掃等を行っております。この日の対応状況といたしましては、土のう搬送が15カ所の266袋、消毒作業は翌日1件行っております。浸水被害はございませんでしたが、道路冠水が2カ所ございました。

7月24日でございますが、この日は午後9時32分に多摩北部に大雨洪水警報が発令されましたが、降雨量がございませんでしたので、10時から11時30分、1時間半にかけて情報連絡態勢をしいただけということで済んだわけでございます。

④の7月31日の水防配備態勢でございますが、総雨量は9ミリ、時間最大が午後1時20分から午後2時20分までの1時間で8ミリでございます。この日は午後12時44分に多摩北部に大雨洪水警報が出されまして、午後1時00分に情報連絡態勢をしきましたが、先ほどの降雨量がこの程度で済んだということで、午後4時15分に情報連絡態勢を解除しております。対応状況といたしましては3ページにございますが、それぞれ土のう搬送、消毒、浸水被害はございませんでした。

⑤の8月18日の大雨に伴う水防配備態勢でございますが、この日は総雨量65ミリのうち、午後5時50分から午後6時50分までの1時間で最大雨量58ミリを記録しております。水防配備態勢につきましては、午後4時25分に大雨洪水警報発令とともに情報連絡態勢をとりまして、4時30分に水防本部を設置いたしまして、市内の被害状況、あるいはそれに伴う道路冠水に伴うパトロール、あるいは交通どめ等の措置をとっております。土のう搬送は3カ所で45袋、消毒作業は翌日9件行っております。この日の被害状況は、浸水被害の報告はございませんが、道路冠水が5カ所、先ほどちょっと触れましたけれども、落雷が原因と思われる火災が2件、停電が広範囲に2回ありました。停電につきましては、1分以内で復旧したという報告を東電から受けてございます。

8月19日の水防配備態勢でございますが、こちらは午後7時26分に大雨洪水警報が出されまして、7時45分に水防本部を設置いたしましたが、降雨量がございませんでしたので、午後10時10分に本部態勢の解除をしてございます。

次の4ページでございます。

この間における自治会の防災訓練等の対応について表にしてございますので、御報告申し上げます。

それぞれ6月6日、栄三丁目自治会、参加人数は40名、6月19日土曜日、東大和第一光が丘自治会で参加人数40名、6月20日日曜日、仲原1、2丁目自治会で70名の参加、8月21日土曜日、桜が丘4丁目自治会で100名の参加、8月29日日曜日は南街・桜が丘地域防災協議会で28名の参加ということでございます。それぞれ訓

練内容は、そこに記したような内容でございまして、消防団と署がそれぞれ業務に携わってございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑、御意見等があれば御発言をお願いいたします。

○委員（森田憲二君） それぞれの出動本当に御苦労さまでしたと申し上げておきたいと思います。

それから、確認を含めてちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけど、火災についても、水防についても、議会のほうの案内は今までもらったことがないんですけど、その辺の対応の仕方は議長の方に連絡が行くのかどうか分かりませんが、その辺の確認を1点。

それから、いろいろと演習、その他について、来賓として議員は出席はしておりますけど、震災訓練等々含めまして、これが万一大災害になったときの想定で訓練をしていると思いますけど、その場合議員としてはどのような対応をとればいいのか。それから災対本部というか、その本部の中には入っていけないということは重々承知しておりますけど、その連絡方法等々ありましたらお願いしたいと思います。

○防災安全課長（西永宣昭君） 第1点目の火災、あるいは水防態勢に伴う議会への報告でございますが、現在総務委員会の所管事務ということでさせていただいておりますが、その都度につきましては、内容によって議会事務局のほうに報告をしようというふうに考えておるところで、現実的にはお問い合わせがあればということで考えてございます。申しわけございません。

2番につきましては、実は市議会議員につきましては非常勤特別職というところでございますので、地域防災計画の位置づけの中では、本部態勢にはちょっとなじまないかなというふうに考えておりますので、組み込んでございません。

以上でございます。

○委員（森田憲二君） 1点目のほうを先に聞きますけど、できればこれだけまとめてもらっているんですから、事務局を通じてでも結構ですし、後日になろうかと思いますが、ファクスで連絡をしていただければありがたい。それはぜひお願いしたいというのが一つ。

それから、もう一つ今度逆に聞きたいんですけど、東大和市がやっている安全安心メールでしたっけ、こちらでもそのように配信をしているのかどうなのか。ちょっと私はまだやってないけど、出ているの、これ、それだけ。

○総務部長（北田和雄君） 1点目の議会のほうへの御報告ですけども、その場ですぐというのはなかなか対応もありますので、後日ですがまとめた資料で御報告をすることは今後検討させていただきたいというふうに思います。

あと2点目の安全安心メールでございますが、8月1日から災害情報も流しておりますので、登録をしていただければメール配信ができる形にはなっております。

以上です。

○委員（佐村明美君） 災害情報の質疑が出ましたので、ちょっと関連でメール送付の判断なんですけれども、8月18日でしたかいただいて、それで今度はテレビ等のテロップで災害情報で東大和市等が出ていても、まだこちらのほうに災害情報が来ない場合もあるんですが、この辺の送る判断基準ですけれども、これはどのようにされておられますか。

○防災安全課長（西永宣昭君） 東京都の防災情報が6月27日から細かくなりまして、今までは多摩北部一括で

警報、注意報を出されたんですけれども、これから市単位で出るようになっておりまして、例でいきますと東大和市には警報はなくても東村山市であった場合は、今まで多摩北部全体に東村山市含めて警報になっておりました。これからは細かくなって、東大和市という部分で出てくるんですけれども、そういう面では今多摩北部という部分で警報が出たときにメールで配信するようにはしております。注意報のときは、一応配備態勢として建設環境部と総務部のほうで事前に市内をパトロールしたり、道路状況を見たりしておりますが、現在は警報で出しております。ただ中身によっては東大和市が降ってない部分もありますので、それはそのときの状況でちょっと時間的に様子を見てから流すようにしております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 先ほど森田憲二委員のほうから情報提供のお話が上がりましてけれども、今回総務委員会の所管事務調査の中で、今この災害状況の対応等についての御報告をいただいているわけですが、いわゆるこれも委員会の中で皆さんの御同意をいただいて所管事務調査でやっているわけですが、今後こういう定例会の中で報告していただいているぐらいの情報について、それを所管事務調査として扱って、ずっとこれ継続して扱うものなのか、それとも委員会が所管事務調査でなくても、この程度の情報を定期的にきちっと議会として情報提供してほしいんだということになるのか、このあたりも逆にせっかく所管事務調査で進めてきているわけなので、何でもかんでも、あれもこれも定期的に自動で情報流してくれということじゃなくて、逆に委員会の中で、こういう情報については議会としてはきちっと情報提供してもらいたいとか、また先ほど森田憲二委員のほうから話がありましたように、災害時には議会として、どう対応していくのかというようなことは、全く現段階で抜け落ちているわけですので、そのあたりについても委員会の中で、議会として、また委員会としてどう考えていくか、取り扱っていくかというようなことも、今後委員会の中で御発言いただきながら、せっかく所管事務調査の一つの成果としてね、形が一応来年3月までは続くかと思っておりますので、その中で最後に委員会としてやった内容がうまく取りまとめられればいいというのは、一応委員長としては考えておりますので、そのあたりも踏まえて、ぜひ御意見、また御発言もいただければありがたいと思っております。

○委員（西川洋一君） 今の委員長の提案は、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、さっきの報告の中でちょっと聞き漏らしちゃったんですけど——その前に大変いろいろあって御苦労さまです。6月29日のときの大雨洪水警報が発令されたのは何時何分と言われましたか。何か実際降っている時間とずれていたような、前に来ているのか、後に来ているのか、あれ後から来たのかなんていう感じでさっき受けとめちゃったのがあったもので、聞き間違いかなと思って、それが幾つかあったかな。その辺のところ、ちょっと例えばこれでいいです、6月29日。

○防災安全課長（西永宣昭君） 6月29日の大雨警報につきましては午後10時10分です。水防態勢というか、情報連絡態勢は今までの経験から早目に態勢を組んで、市内何班かに分かれましてパトロールを組んで、このときには大雨洪水雷注意報が5時38分に出ておりましたので、これをもって事前に市内をパトロールで回ったということです。そうこうしている間に、10時10分に大雨警報が発令されたということでございます。ですから、本来的には警報が鳴ってから水防本部を立ち上げるところでございますが、早目に本部長の指示があったということで、態勢を組んだという内容でございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 今の、警報より早いなんていうのはすばらしい対応だと思っております。お疲れさまです。

1点、この議会の役割ともかかわるのでしょうか。8月18日の雨のときに、私もちょっと市内を見ていて空堀川があふれないかどうかを消防署が1台消防車を出して、あそこに停車してずっと見ていた状態なんですけども、例えば水防本部というのは、ああいうときに連絡員じゃないですけども、そういう消防署の視点を一緒に横にくっついて見ておいて、あふれたぞとなったらば走って水防本部に戻るじゃないですけども、この日、土のうの出方なんかもそれほど多くなくて、やや北部で雨が多かったばいなど私自身は思っているんですけど、そういう関連でどうも人員が南部のほうに市の水防のほうが行っていたのかなと思いつつ、何か消防車の横に1人ぐらい張りついたりとか、あふれたら土のうはどうするみたいな話を、どういう形でやっているのかなと思ひまして、そこを教えていただければと。

7月5日との比較なんですけども、8月18日と明らかにほとんど同じ時間帯で同じ態勢をとっている状態なんですけども、例えば土のうの出方なんかが大分違ひまして、7月5日のほうが雨は優しいんですよ。なんですけども、土のう自体はこの日のほうが大量に出ているというあたりで、この辺どういう違いが出たのかと、ちょっと8月18日がお盆だったから態勢の違いかなとか思いつつ、でも第1配備態勢は8月18日のほうが多いとか、ちょっとその辺済みません、初動の違いとかを教えてもらえればと思います。

○総務部長（北田和雄君） 1点目の8月18日の空堀川の監視とか、あとそれから水防本部を配置したときの人の運用の仕方ということだと思いますが、まず1点目は雨が降り始めて市民から土のう要請、あるいはそのほかいろいろな情報があつた場合、それに対応することをまず優先しております、電話が入ってきますので。それとあわせて、ある程度溢水が想定される地域につきましては、早目にパトロールを出して排水溝の詰まりがないか、あればその清掃だとか、そういったことの対策をとったりとかということをしております。

それからあと7月5日と8月18日の土のうの数でございますが、一つ考えられることは7月5日に、これだけの土のうが266袋、供給されておりますので、それがあつて8月18日は数が少ないということもありますし、あと大雨の降っている地域性もかなり影響していると思います。北側のほうですと、比較的宅地内への浸水というのが少ないということもあります。南のほうはどうしても住宅が密集しておりますので、浸水被害が出やすいので土のうを多く要請されることもございますので、そういったことが絡まって土のうの数というのは変化が出てきているということでございます。

それから、一応この中では職員が中心に水防本部は動いていくんですけども、状況によりましては消防団に出動要請をすることもございます。その場合、消防団の各分団が出て、空堀川のそういった状況の把握ですとか、さっき申しましたパトロールしながら道路の冠水の防止ですとか、あるいは場所によっては交通の誘導とか、そういったこともやっております。川の状況などにつきましては、高木橋付近についてはモニターがありまして、本部で一応状況は把握できておりますけども、情報があつて危ないとなれば消防団のほうに警戒の要請を頼んだりということも一応やっております。

以上です。

○防災安全課長（西永宣昭君） この間における消防団の出動状況をちょっと御報告させていただきたいと思ひます。

6月29日の時点で99名、全団です。7月5日につきましても全分団、本部含めまして70名で、8月18日の日は全分団含めて80名ということございまして、それぞれ水防本部長の要請に基づいて消防団が出動してございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） ちょっと先に8月18日の件なんですけども、余り追及するつもりはないんですけども、より数の少ない北多摩西部消防署の消防車が待機している状況であったわけですが、川は。カメラが代行できるというのはあると思うんですけども、北多摩西部消防署のアンテナというか、危ないぞレーダーと市の危ないぞレーダーがちゃんと整合性をとれていますかというところで、もっと言ってしまえばふだん議会とかで新堀とか南街という地名が出ますし、そこに市役所が注力しなくてはいけないのはわかるんですが、北多摩西部消防署がやばいと思ったときに、せめて情報を、ちょっと二、三人行かせておくようなそういった程度の連携を、今の80名消防団が出て、職員が50人出て、消防車の周りに消防署員だけだった、車の中で待機されてたんですけどね。その辺の情報は、あれは入ってこなかったんですかね。その辺の消防署との連絡体制ですね。

○防災安全課長（西永宣昭君） 水防本部でございますが、市役所の3階の防災安全課のところに消防団の本部無線がございまして、そこから各分団は無線で連絡をとるようになっております。消防署におきましても無線が入っておりますが、電話は直接の電話がございまして、適宜そこからも入ってくることに——この日でございますが、消防署のポンプ車のほうからその警戒の中で、例えば車が浮かんでしまったというときに、1台では無理ですので、それを引き上げるのに消防団に本部経由で要請が来て、こちらから近い第幾つ分団、回れないかという警戒をしております。そういう意味では、署の川の警戒の連絡があつて状況でまずいよとなれば、その間市のほうも回っていますけども、そこで合流するようにはしておりますが、ただ市のほうはそっちに行きますと、結局川のはんらんのおそれがあるときに何をするかということがありますので、そこにまた現地から本部のほうに土のうの要請が来たり、そういうことで連携はとっております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） まず、いろいろとありがとうございました。

6月29日と8月18日をちょっと検証させていただきたいと思うんですが、まず6月29日の第1配備態勢、水防本部の設置でこの人数が19名ということなんですけれども、同じような総雨量的には少ないんですが、8月18日は水防本部設置で50名の方が第1配備態勢をとっていらっしゃるということで、これは時間的にも18日の場合は多分皆さん勤務時間内であったので、すぐに水防本部が設置され第1配備態勢ということで、これだけの人数が集まったと思うんですが、6月29日の時間帯ですと、ちょうど午後9時15分ということで、御帰宅されている方も多いと思うんですが、この第1配備態勢の人数の違いについて伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 第1配備態勢ですと、どういった職員が対象になるかということですが、まず防災安全課の職員、それから土木課の職員がまいりますし、あと総務部、建設環境部の管理職という体制で動員をかけるんですが、8月18日の場合は勤務時間ということもありまして、すぐ態勢を組みました。ただ、御指摘の6月29日、この時間になりますと大体帰宅しております。もう少し時間内に注意報が出て警報が出そうだと1時間とかぐらいに、その場合はもう勤務時間内に態勢を組んで待機をする体制をとっているんですが、先になりますとその間長時間職員を待機させるわけにはいきませんので、9時ぐらいになってしまいますと1回帰宅をしてしまいます。それから集合をかけますので、市内の職員であればすぐ集まれるんですが、市外の職員だと少し時間がかかったり、あるいは用事があつてなかなか連絡がとれないというようなこともあつて、人数の違いが出てきております。状況によって人数が足りなければ、さらに総務部、建設環境部の係長職も動員をかけて態勢をつくっていくということにしております。その辺の状況判断につきましては、先ほどの情報収集のことと絡んでくるんですけども、本部には消防団の団長も詰めて随時分団との情報、無線連絡もしておりますし、あと消防署の無線連絡も常に本部で聞けるようになっておりますので、それらとそのときの降雨状況な

どを総合的に判断しながら、動員態勢を組んでいくという状況でございます。

以上です。

○委員（二宮由子君）　ということは、6月29日の段階のこの19名というのは、すべて市内にお住まいの方というふうに判断してよろしいのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君）　市内が中心ですけども、東大和市の場合はそれほど市のエリアが広くありませんから、隣接市ですね、例えば武蔵村山市、立川市、小平市、東村山市という職員につきましては、市内の職員と同様に参集をしております。ただ、少し離れて多摩川を越えるような地域に住んでいる職員もいることはありますので、そういった方たちがどうしてもおくれたり、参集するのはちょっと無理だったりということは出てくるということでございます。

○委員（小林知久君）　一つ御提案といいますか、議会のあり方という中で私自身も常々思うんですけども、議員は忙しいからなかなか家にいれないからというふうに御遠慮いただく、職員の方が遠慮されている場面がすごく多いんですけども、何だかんだ必ず住所は市内にある22名がいますので、何ていうんですかね、見守り・声かけじゃないですけども、ここであふれたぞみたいところをキャッチする力は一番あると思いますし、満遍なく地域に広がっている傾向もありますので、何かそういうときにだれに連絡すればいいみたいな斥候ですよ、情報を投げる役として何か位置づけていただけて、何か水防本部できたから、もしあふれたらちょっとここに御一報くださいみたいな体制をとってもらえると、それぐらいの貢献は市にできるんじゃないかなというふうに思っております。これは、いずれにしても議会側でもまとめていく話だと思います。

先ほどの関連で、ちょっと私自身は例えば18日なんかは浸水が高木なんかでもあったようですが、あれぐらいの雨になると、新堀、南街とか、芋窪街道とかの既存のところ以外でも若干出るようです。何か雨の勢いというのは怖いなどあの日は思ったんですけども、その辺重点配備の考え方も当然必要ですけども、どこかで面的に情報を集めることも少し考慮していただいて、予防段階での消防署との連携ももう一度確認していただいて、限りある資源をある程度効率的に運用できる体制を——あの今が違うとは言ってません、けども、日々精進してブラッシュアップしてもらえればと思っております。

○総務部長（北田和雄君）　警報が発令されますと水防本部を設置します。その前でもありますが、注意報の段階でも大雨が予想される場合は、まずやることは道路パトロールをどうしても先行させております。降り始めて危ないということを事前にパトロールで把握しております。ただ、経験から大体降ったときの最初の場所というのは、ある程度想定はできておりますので、どうしてもそこが中心になります。ただ、面的には一応パトロールをすることで危険箇所の把握は努めておりますし、今後こういった雨が続く中で、どの程度の雨量だと、どういうところがさらに危険が出てくるかということは蓄積をされてきますので、それらを整理しながら状況によって柔軟に対応はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（佐村明美君）　私も先ほどちょっと質問したときに、御苦労さまでしたということを書いていなかったんですが、大雨等の消防団の方の出動、本当に全出動されていて、こういう機会でもなければ、こういうことを聞くということもありませんでしたので、私は今回この所管事務調査、とつてもよかったなと思っております。それで、消防団、また職員の方も大変御苦労いただいているんですけども、今水防本部が立ち上げられて、そしてパトロールでそれぞれ災害の情報の把握を無線であったり、携帯電話であったり、そういった情報を通信機器を使いながら把握をされるかと思うんですね。先ほど、高木かどこかにモニターをしているという

か、これカメラのことなんでしょうかね、カメラですね。通信機器でいろんな情報は見えるけれども、視覚的に市全体として被害の状況が見える体制というのが、1カ所カメラあるんですけどね。実際本当はこの水防本部に全体的に視覚、これだけ情報通信機器が発達しているわけですから、市がぱっとモニター見れば、全市の視覚でこの地域はこれぐらい上がっている、最近新しい道路ができると水の流れが変わって、今まで浸水しなかったところが浸水してくるとか、随分被害の状況の変化も見られていて、向原団地の新しい道路、それから東京街道団地の新しい道路、この辺がこれまで出なかったところの水の上がりとかがすごく変わってきているなという感じもするんですね。そういうこともあって、毎回出ているところもあるけれども、やはり全体的に本部で、視覚的にそういう災害情報を見ながら手を打てるという体制も必要じゃないかなというふうに考えますけれども、この辺はどういうふうに検討なり考えがとおりでしょうかね。

○総務部長（北田和雄君） 全的に本部で状況を視覚的にとらえるとなりますと、全面的にカメラを設置していくということになってくると思います。これかなり費用的にもかかってくると思います。まず財源の問題があるかと思ひます。それともう一つ、先ほど申しました高木橋の部分のモニターですが、これは川だけをモニターしています。これを全面的に市街地までということになりますと、どうしてもプライバシーの問題ですとか、そういう問題もある程度考えないといけない部分があるかと思ひます。どうしても狭い範囲をカメラで写すこととなりますので、その近くに住んでいる方への配慮がどうしても必要になってくるかと思ひますので、費用の問題と、そういった問題を考へていかなきゃならないかなという課題があるということと、もう一つはそれを全部今度テレビモニターを並べなきゃならないですね。カメラの数だけテレビモニターが今度市役所に並んでくる状況になりますので、かなりのスペースが役所の中にないと、そのモニターを壁に並べるというのはなかなか物理的にも難しいかなというところもあるんで、そうなれば非常に防災上の対策としましては効果はあるかと思ひますけれども、現状の中では解決する課題が多々あるかなというのが今の認識でございます。

以上です。

○委員（佐村明美君） これだけゲリラ豪雨と言っているのか、降り方の状況だとか、年月がたつにつれて大変気象状況が変化をしておりますので、これまでと同じ状況ではなく、それに変化に応じた危機管理体制、それからそうした施設整備等も、ぜひ今後検討課題として庁内でもよく吟味してください。これは要望でございます。

○委員長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって平成22年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時 3分 散会